

第 8 回 大阪府 環境 審議会 会 議 録

平成9年6月20日(金)

大阪商工会議所 地下1階第1号会議室

第 8 回 大 阪 府 環 境 審 議 会 会 議 録

1. と き 平成 9 年 6 月 20 日 (金) 午後 1 時 30 分から

2. と こ ろ 大阪商工会議所 地下 1 階 第 1 号会議室

3. 出席委員

会 長	矢吹 萬壽	委員	川合 通夫	委員
会長代理	中馬 一郎	委員	東 武	委員
	石川 忠	委員	三宅 史明	委員
	池田 敏雄	委員	池田 作郎	委員
	池田 有光	委員	東田 保	委員
	井田 和子	委員	梅川喜久雄	委員
	斉藤 行臣	委員	小林 徳子	委員
	鈴木 善次	委員	*磯村 隆文	委員
	高月 紘	委員	*原 昇	委員
	坪井 珍彦	委員	*林 寛	委員
	中村 浩	委員	*喜多 洋三	委員
	前田 英昭	委員	寺田 為三	委員
	政井 孝道	委員	堀端 宏	委員
	萬金 映子	委員	*清水 行雄	委員
	宮前 保子	委員	*川口 將志	委員
	山口百合子	委員	*横川 浩	委員
	山村万里子	委員	*村上 伸夫	委員
			*門司 剛至	委員
			*鈴木 光男	委員
			*脇 雅史	委員

以上 37名

(* は、代理者が出席)

(午後1時30分開会)

事務局 それでは、お待たせいたしました。まだお見えでない委員の方々がおられますけれども、予定の時間が参りましたので、ただいまから第8回大阪府環境審議会を開会させていただきます。

なお、現在ご出席いただいております委員の方々は34名でございます。大阪府環境審議会条例の規定によりまして、本審議会は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

申し遅れましたが、私は当面の進行役を務めさせていただきます環境政策課課長代理の梶田でございます。よろしくお願いいたします。

議事にお移りいただきます前に、平成8年12月5日の審議会以降新たにご就任いただきました先生方をご紹介させていただきます。

お手元に「委員名簿」を配布いたしておりますので、ご確認いただきたいと思います。

まず、学識経験者委員につきまして、

1月8日付で委嘱させていただきました大阪府中小企業団体中央会会長の石川 忠委員でございます。

次に、大阪府議会の方から選出されました委員をご紹介申し上げます。

東 武委員でございます。

川合通夫委員でございます。

池田作郎委員でございます。

東田 保委員でございます。

梅川喜久雄委員でございます。

小林徳子委員でございます。

三宅四郎委員は、間もなく来られることになっております。

なお、本日ご欠席でございますけれども、畠 成章委員にもご就任いただいております。

また、関係地方行政機関の長の委員につきましては、移動による交代がございましたが、本日は皆様、所用のため、代理の方々のご出席でございます。

近畿運輸局長の村上伸夫委員。

第三港湾建設局長の門司剛至委員。

この方々にもご就任いただいております。

それでは、開会に当たりまして、山田知事から一言ごあいさつを申し上げます。

山田知事 環境審議会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、本日はお忙しい中ご出席をいただき、また、日ごろから大阪府の環境行政の推進に格別のご支援、ご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今日の環境問題は、自動車排ガスや生活排水など、生活に起因する問題の増加に加え、地球温暖化などの地球的規模の問題が一層深刻になるなど新たな局面を迎えております。とりわけ、今年は12月にCOP3（地球温暖化防止京都会議）が開催されるなど、地球温暖化問題の克服に向けた国際的な取り組みが強化されようとしております。

大阪府におきましても、こうした機会に環境への負荷が少ない循環共生型社会を目指して、地球温暖化防止対策や自動車公害対策、あるいは自然環境の保全などの取り組みを一層充実させてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

さて、本日は「環境影響評価制度の在り方について」、諮問させていただきます。

ご存知のとおり、環境影響評価は、環境悪化を未然に防止し、環境と共生する社会を構築していくため、重要かつ有効な手段であります。大阪府でも昭和59年に制定した環境影響評価要綱により、環境保全に大きな成果を上げてまいりました。

しかし、この間、行政手続法の制定などに伴い、環境影響評価制度を手続面、制度面から見直す必要が生じており、また、先日は環境影響評価法が国会で成立したところであります。

こうした状況を踏まえ、大阪府の環境アセスメント制度の在り方について、審議会にご意見を伺い、条例化に向けた検討を進めたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

最後に、今後とも大阪府の環境行政に対する皆様のご指導をお願い申し上げ、ごあいさつといたします。

ありがとうございました。

事務局 それでは、矢吹会長に議事をお願いいたしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

矢吹会長 早速ではございますが、お手元の会議次第に従いまして、議事を進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、議題1「環境影響評価制度の在り方について」でございますが、これは諮問

事項でございますので、まず、諮問をお受けいたしたいと思ひます。

山田知事

大阪府環境審議会

会長 矢吹 萬壽 殿

大阪府知事 山田 勇

環境影響評価制度の在り方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

諮問理由につきましては、後ほど事務局からご説明をさせていただきます。

環境影響評価制度は、閑居うの保全にとって非常に大切なものでありますので、ご審議のほど、よろしくお願ひを申し上げます。

（山田知事より矢吹会長に諮問書を手渡す）

山田知事 どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 ここで、知事は所用がございまして、退席をさせていただきます。

（山田知事退席）

矢吹会長 ただいま「環境影響評価制度の在り方について」、諮問をお受けいたしました。

それでは、このご審議をいただきたいと思うわけでございますが、まず、本件について、事務局の方からご説明をお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

小野沢環境管理室長 環境管理室長の小野沢でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

「環境影響評価制度の在り方について」の諮問に關しますご説明をいたしたいと存じます。

ただいま知事の方から諮問文をお渡ししたところでございますが、その写しを「資料1 - 1」にお示しいたしておりますので、ご覽いただきたく存じます。

諮問理由について記載しておりますので、まずこれを朗読させていただきます。

（諮問理由朗読）

以上が諮問の理由でございます。

この内容につきまして、少々詳しくご説明をさせていただきたいと存じます。

お手元の「資料1-2」をご覧いただきたいと存じます。横長になってございます。

現制度の経緯についてでございますけれども、現在の府のアセス要綱は、国の要綱が閣議決定される約半年前の昭和59年2月に制定をされました。平成2年4月に、ゴルフ場などのレクリエーション施設と陸上ヘリポートを対象事業に追加をし、平成5年4月にはリサイクル法の制定、廃棄物処理法の改正などに伴いまして、準備書に「廃棄物に関する計画」を記載することといたしました。また、平成8年6月に、電気事業法の改正に関連して、火力発電所の規模要件を変更するなど要綱の充実を図ってまいったところでございます。

これまでのアセス手続の実績でございますが、関西電力の南港火力発電所の建設工事から始まりまして、関空事業など合計48件を審査いたしております。

制度検討の背景でございます。表にいたしておりますが、左に府の制度、右に国の制度についてお示ししております。

大阪府の欄をご覧いただきますと、平成5年12月に「環境基本条例のあり方について」、本環境審議会の前身でございます公害対策審議会ご答申をいただきました。右ページの上の方に「参考1」として、そのときの環境影響評価に関する答申の抜粋を記載しておりますので、ご覧ください。

1つ目の○でございますが、府の環境影響評価制度は、一定の成果をあげ、制度として定着をみているとし、2つ目の○で、しかしながら、環境影響評価の根拠を環境基本条例に位置づけることがぜひ必要である、というご意見をいただきました。これにつきましては、「参考2」に、平成6年3月に制定いたしました府の「環境基本条例」の抜粋をお示ししておりますように、第11条でその根拠を規定いたしました。

上に戻っていただきまして、3つ目と4つ目の○が残っているわけでございますが、3つ目の○では、早い段階での環境影響評価、情報の公開や住民参加のあり方、評価委員会の重視など、手続面・制度面からも検討していくことが必要である。さらに4つ目の○で、条例化に向けての検討を進めていくことが必要である、とのご答申をいただいております。

これらの課題につきましては、後ほど「資料1-3」で詳しく説明させていただきます。

左下の表に戻っていただきたいと思っております。

平成7年3月に、行政手続条例が制定されてございまして、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、要綱という行政指導ではなくて、法、条例に基づく措置が求められております。これらのことから、平成8年3月に制定いたしました府の環境総合計画におきましても、国の動向を見ながら、条例化に向けて、手続面・制度面からの検討を進める、といたしております。

次のページの「参考3」「参考4」にそれぞれ抜粋を記載いたしております。

そして、このたび6月13日でございますが、環境影響評価法の成立を受けまして、「環境影響評価制度の在り方」につきまして諮問をさせていただいたところでございます。

法律におきましては、「参考5」にお示ししておりますように、条例との関係と、それから地方公共団体の施策におけるこの法律の趣旨の尊重ということについて規定が設けられてございまして、地方公共団体は、法律に反しない限り、法律の対象事業以外の事業に係るアセス手続及び法律の対象事業についての地方公共団体独自の手続について、条例で必要な規定を定めることができる、としております。

以上のとおり、今回の諮問の背景には、府環境基本条例、行政手続条例、さらに法律の制定など、環境影響評価制度をめぐる、新たな状況が生じているものでございます。

次に、一番最後のページ、「参考」というところをご覧いただきたいと存じます。

手続のフローが示されてございます。左の方が、現在の大阪府環境影響評価要綱の手続フローでございます。右の方が、このたび成立いたしました評価法のフローでございます。

府の要綱の方の左の方をご覧いただきますと、事業者の欄でございますが、少し太字で囲ってあるところがございます。実施計画書を作成し、それからアセスメントの調査に入り、その結果を準備書の作成ということで、準備書として取りまとめます。この準備書に対しまして、住民、評価委員会、関係市町村の意見がそれぞれ集約をされまして、知事の意見が作成をされ、それらが最終的に評価書の作成に絡んでまいるということでございます。

一方、法律のフローでございますが、右の方の事業者の欄を見ていただきますと、基本的には、府のフローとほぼ同じでございます。府の実施計画書に相当する方法書を作成し、次に準備書、最後には評価書となっております。

左右を見比べていただきますと、法律では、方法書の周辺にたくさんの四角い枠がご

ざいます。方法書の段階で、スクリーニング手続——このスクリーニング手続については後ほどご説明申し上げます——とか、住民意見を聴くとか、府の要綱よりも一歩進んだ内容となっております。

一方、府の要綱では、知事意見の作成に当たりまして、逆に、法律には規定のない公聴会の開催ですとか、評価委員会の意見を聴くといった規定がございます。

次に、法律のフローの知事の欄をご覧くださいますと、3つの四角い枠が下においてございます。それぞれ3つの段階で知事意見を作成することとなっておりますが、この作成手続は、府独自の手続として定める必要がございます。

以上がフローの関係のご説明でございます。

前のページに戻っていただきまして、「資料1-3」、一覧表になったものでございます。「環境影響評価制度の現状と課題」というところをご覧くださいたいと存じます。

左の列には、先ほどの資料で説明しました「環境保全条例のあり方について」の答申で取り上げられておりました項目を中心に、課題を整理してございます。全部で、裏のページも含めまして、大きな項目、9項目で整理をいたしております。

それから、右の「現状」の欄でございますが、中央の列に、大阪府の要綱で現在どうということが書いてあるかということを示しております。それから、法律の方は、今回成立いたしました法律の内容になってございます。

なお、表の中で☆がところどころついてございます。この☆でございますが、大阪府要綱の欄につけてございますものは、法律の規定にはないもの。逆に、法律の欄につけてありますものは、府の要綱には規定されていないというものでございまして、法律で新たに規定された特徴的なものを示しております。

まず、(1)の対象事業でございますが、その種類と規模をどう設定するか、また、スクリーニング手法をどうするかといった課題がございます。

このスクリーニング手法と申しますのは、個別の事業ごとに環境影響評価の対象とすかどうかを検討し、対象事業を絞り込んでいく手続をいってございます。

法律では、対象事業は、国等が実施をし、または許認可するもので、道路、ダム、新幹線、飛行場など12種類の事業が規定されております。この12種の事業には、今後、政令で規模が定められることになってございますが、規模が大きく、必ず環境影響評価を実施する第1種事業と、その規模を下回るけれども、一定規模以上の第2種事業とがございます。この第2種事業については、スクリーニングをして、環境影響評価を実施す

るかしないかを定めることとしております。

府のアセス要綱でございますが、国の対象事業以外にも、工場・事業場の建設、それから下水処理場、ゴルフ場などのレクリエーション施設の建設、清掃工場等の廃棄物処理施設も対象としておりまして、全部で17種類の事業を対象といたしております。

また、規模につきましては、スクリーニングという手続はございませんが、これまでの国要綱——これまで国は要綱でやってございましたが——の対象事業より小さい規模まで対象としております。

次に、(2)の評価項目でございますが、この評価項目では、調査、予測、評価の対象とする環境項目をどう設定するか、また、スコーピング手続をどうするかといった課題がございます。ここで、スコーピングといいますのは、個別のアセス対象事業ごとにどのような評価項目をどのような方法で調査、予測、評価するのかを絞り込んでいく手続でございます。

法律におきます環境の範囲は、環境基本法の枠内ということで、今後、主務省令によりまして、事業の種類ごとに標準的な環境項目が示されて、事業者はこれをもとに、評価対象項目、調査方法等を方法書に記載をし、これを縦覧するという予定になってございます。これに対する知事意見、市町村長の意見、住民の意見を考慮し、事業者がスコーピングを実施して、具体的なアセスの対象とする環境項目を設定することになります。

府の要綱では、典型7公害と自然環境保全の項目に加えまして、さらに、日照阻害、電波障害、文化財等の項目も評価の対象としておりまして、知事が事業者から提出されます実施計画書に対しまして、この評価項目が適切になるような助言、指導を行っております。したがって、特に住民の意見は聴いてございませんけれども、実質的なスコーピングを知事が実施しているということでございます。

次に、(3)の早い段階での環境影響評価では、事業計画の変更が可能な時期に評価を実施すべきとの意見に関連いたしまして、早い段階から手続を開始すること、そして住民参加の場を確保するといったことが課題でございます。

法律では、今回新たに方法書の作成、そして知事、市町村長への送付、さらに公告、縦覧、住民意見の事業者への提出という一連の手続が規定されまして、住民参加が確保されてございます。

一方、府のアセス要綱では、法律の方法書と同様の内容で、実施計画書と呼んでございます図書を作成、提出、これは既に規定をされてございますが、公告・縦覧、住民意

見の提出といった規定はされてございません。

次に、(4)の計画段階での環境影響評価ですが、先ほど(3)の早い段階といたしますが、事業の実施段階の中での早い時期のことをいっているわけですが、(4)にいう計画段階とは、その事業が例えば地域整備計画でございますとか開発計画等の上位計画に位置づけられる、より早い段階のことをいっております。法律では、これまで港湾法で規定されておりました港湾計画の策定、改訂時に実施しておりました環境の予測評価を法律のアセス対象計画に位置づけております。

次に、(5)の総合的な環境影響評価でございますが、総合的なアセスメントとは何かということもありまして、かなり幅の広い課題があると考えられます。ここでは、代替案の記載、複合影響の評価、また関連事業の範囲、これをどうするかという課題がございます。

代替案の記載に関しましては、府の要綱では、技術指針で代替案を検討した場合、その概要を準備書に記載することと規定をされておりますが、実際には代替案が記載された例というのはほとんどございません。また、法律では、環境保全対策を講じることとなった経緯を記載をしなさい、ということとなっております。

複合影響の評価の取り扱いに関しましては、法律では規定はされてございませんが、府の要綱では、必要に応じまして、将来の地域の人口や産業活動の状況が加味されましたバックグラウンドデータ、これを府から事業者に対しまして提供をし、他の事業の影響を加味した複合影響を予測させるということを行っております。

それから関連事業につきましても、いろいろなケースが考えられますけれども、アセス対象事業の立地場所、これから離れたような場所で併せて行う事業、例えばフェニックス事業で、最終の処分場だけではなくて、積出し基地でございますとか、交通アクセスといった密接に関連する事業は広く対象としているところでございます。

次に、資料をめくっていただきまして、裏側の方でございます。(6)の情報公開や住民参加の在り方では、住民参加の目的・機会・範囲、情報公開の方法といった課題がございます。

府の要綱、法律ともに、住民参加の目的は明確には規定はされてございませんが、中央環境審議会の答申におきまして、事業に係る意思決定に反映されるべき環境情報の形成に参加するといった位置づけがございます。

それから住民参加の機会につきましては、府、国とも、住民説明会への出席、準備書

に対する意見書、こういったことが規定されております。今回の法律では、新たに方法書に対する住民意見の提出ということが規定されたわけでございます。

一方、府の要綱では、公聴会——これは知事が準備書について関係住民の意見を聴く場、こういったことが規定されてございます。

情報公開の方法といたしましては、法律が、方法書、準備書、評価書、この3種の図書となっております。府の要綱では、方法書に該当する実施計画書の縦覧は実施していませんが、住民の意見書に対する事業者の見解と評価委員会の検討結果報告を公開しているところでございます。

次に、(7)の環境影響評価委員会の重視というところでは、評価委員会の在り方が課題でございます。府の要綱では、環境保全上の見地から専門的な事項を検討するというところになってございます。なお、法律では、評価委員会等の規定はございません。

(8)の事後措置でございますが、事後監視手続、監視結果の公開、許認可へのアセスメントの反映といった課題がございます。府のアセス要綱には、事後の環境監視の手続に関する規定はございませんが、必要に応じまして、知事意見の中で、事後監視を含め、知事意見に対する事業者見解を評価書に記載することにより、実質的に担保しております。法律では、準備書の中で事後監視の内容を記載するというところになってございますが、その目的は、予測の不確実性を補足することとされておりまして、全般的な事後監視とは少し読み取りにくい内容となっております。

次に、アセスメントの結果が事業の許認可にどう反映されるかということにつきましては、府の要綱は、知事が許認可する場合には評価書に配慮する。他の許認可権者が許認可する場合には、この評価書に配慮するよう要請をするということとなっております。法律では、国が許認可する事業を対象としているために、許認可権者が許認可に当たり、評価書の内容を反映するというところとなっております。

次に、(9)のその他の課題でございますが、国、市町村との関係、それから手続の再実施の規定、それから環境影響評価を支える基盤の整備、こういった課題があるのではないかと考えてございます。

国との関係は、今回の法律では、法律が優先するということですが、法律に規定されていないことは、法律に違反しない範囲で条例で規定することができる、とされてございます。

市町村との関係でございますが、府の要綱では、条例、そして要綱を持っている市と

協議をするということとしております。

それから、知事意見は、法律、要綱とも、市町村長意見を勧案して、知事意見として述べる、ということにしております。

手続の再実施でございますが、事業内容などが変更されたときなどの対応といたしまして、この再実施という規定がございます。府の要綱では、事業内容が変更された場合、また5年間以上工事に着手しなかった場合、これは、再実施について知事と協議をして、手続の一部または全部を再実施することといたしております。

また、法律では、特別の事情の場合、事業者の判断で手続の再実施をすることができる、としてございます。特別の事情の場合というものがどういうものか、ちょっとわかりづらいということございまして、今後、国の考え方とすり合わせをいたしたいと考えてございます。

それから環境影響評価を支える基盤の整備でございますが、法律では、アセスメント技術の研究開発を推進し、成果の普及に努めるということとなっております。府のアセス要綱でございますが、環境情報の収集に努め、必要な資料を提供するということといたしております。

以上、これまでご指摘を受けておりました主な項目を課題として整理をし、これに沿って現状がどのようになっているかを説明いたしました。こういった課題を中心にご審議いただければありがたいと存ずるわけでございます。

それから最後でございますが、これからのご審議のスケジュールでございます。このスケジュールに関しまして事務局の希望を少し申し上げたいと存じます。

今回の諮問は、広くご意見を承るために、白紙諮問ということにしておりますが、事務局といたしましては、条例化ということを念頭に置いております。そうしますと、府の制度の実施時期、これは、国の法令の全面的な施行が予定されております平成11年の春ごろに行うのが望ましいと考えておまして、経過措置の期間等を見込みますと、府議会への上程時期は来年2月議会ごろが適当ではないかと思っております。したがって、「制度の在り方について」のご答申を得てから、具体的な制度の検討、そして策定作業期間等を考慮に入れますと、本審議会のご答申の時期は今年の12月の初めくらいまでをお願いできればと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、何かご質問なりご意見はございませんでしょうか。ないようでございますので、次に進めさせていただきます。

今後の審議会の進め方でございますが、ただいま事務局の説明によりますと、今年12月初めくらいまでに答申をいただきたいということでございます。また、今回の諮問は、環境影響評価という広範かつ専門的な分野の審議が必要となりますので、したがって、私といたしましては、委員の皆様は大変お忙しい方々ばかりでございますので、たびたび審議会を開くということは難しいと思いますので、「環境総合計画」の検討を行った場合と同じように、審議会の中に専門的な学識者の委員で専門委員会を設置し、たたき台を取りまとめていただきまして、そのたたき台をもとに全体の審議会で議論したら、効率的な審議ができるのではなかろうかというように考えております。

この件につきまして、私から事務局に検討するようお願いいたしましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○小野沢環境管理室長 専門委員会の委員につきましては、事務局で検討いたしました結果をご報告いたします。

ただいま事務局から資料を配付させていただきます。

(事務局、資料配付)

今お手元に「委員会名簿案」というものをお配りさせていただきました。環境審議会の学識経験者の委員につきましては、各界からご推薦をいただいた委員のほかに、専門的知識、ご経験を有する委員のご参画をお願いしております。会長からのご提案を踏まえ、本件の審議にかかわる専門委員会の委員は、矢吹会長はじめ15名の皆様になります。ただ、矢吹会長からは、会長や会長代理が専門委員会に入りますと、専門委員会の場で結論を決めてしまうようなことになりはしないかということで、お2人は専門委員会には入らない方がよいと伺っておりますので、今お手元にお配りしております名簿のとおり、計13名の皆さんにお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

ただいまご説明がありましたように、この13人の方々をお願いをいたしまして、専門委員会をつくり、たたき台のようなものをおつくりいただきまして、それをもとにして、全体の審議会の場でご議論いただいたらどうかと思いますが、いかがでございましょうか。

○小林委員 私は初めて審議会の委員になったものですからわかりませんが、専門的な分野の先生方で専門委員会をつられるということは大変結構なことだと思います。今までもずっと長くこの問題にかかわってこられたと思うんですが、先ほど事務局からの説明もありましたように、たたき台を取りまとめる以前にも、やはり関係団体の意見といえますか、特にいろいろなことで、住民からの意見も含めてつくっていくということが非常に大事ではないかなと思いますので、そういうことも含めて、一度お考えをいただきたいと思っております。

住民参加を貫くという立場をぜひとっていただきたいのです。というのは、今まで公害の問題もかなり議論がありまして、いろいろなことがあったと思うんですが、特にアセスメント条例ですから、今まで出されているような、アセスメント条例は「合わせメント条例」ではないかと言われるような部分もあったと思うんです。そういうことがないように、本当に住民参加のもとで条例もつくっていかなくては役に立たないと私は思いますので、その点の配慮をぜひお願いしたいと思っております。

それと同時に、その後の状況をどうなさるかわかりませんが、専門委員会が何回か開かれて、また審議会にかけられると思うんですが、公聴会も含めて、いろいろな形で開いていって、専門というか、審議会だけではなくて、そこへ住民の声も反映できるようなこともぜひ配慮していただきたい。それが意見です。

○矢吹会長 そのほかにもご意見はございませんでしょうか。

それでは、ただいまのご意見なんでございますが、先ほども事務局からお話になりましたというよりも、この諮問は白紙諮問でございまして、住民の意見も当然聴きますけれども、白紙諮問でございまして、最初から一般の方々のご意見を聴くのはちょっと難しいのではなからうか。そこで専門委員会で、一応専門の立場でたたき台をつくっていただいてから、審議会で議論すると同時に、従来どおり公聴会を開くというような手順をひいた方が私はいいのではなからうか。とにかく広く意見を聴きまして、活発な議論を交わすということは、もう審議の基本的なあり方でございますから、そういうことは当然でございますが、白紙諮問でございまして、初めから住民の方々のご意見を聴くということはちょっと難しい。だから、専門家の方々にたたき台をつくっていただいて、その上で公聴会を開くなどして、皆様のご意見を反映するように進めていったらどうだろうかと思う次第でございます。

専門委員会のときでも、言いますならば、専門委員会の方々が必要と思われる方は、

専門委員会の方が一般の人をお呼びしてご意見を聴くというような手続といたしますか、そういう審議の進め方はいかがかと思いますが、いかがでございましょうか。

白紙諮問でなければ、先生のおっしゃったように、初めから皆さんのご意見をということになりますけれども、そのあたりが……。今まで白紙諮問の場合は、そういう手続をずっととってきておりました……。

ほかにご意見がないようでございますので、私の意見でございますけれども、そのように今後進めさせていただきたいと思っております。

それでは、名簿に列記された方々に専門委員会へのご参加をお願いいたしまして、専門委員会を設置し、今後の審議を進めることにいたしたいと思っております。

専門委員会の取りまとめをしていただく委員長には、きょうはご欠席でございますけれども、環境影響評価に関する経験が豊富で、造詣の深い近藤委員にお願いし、また、委員長代理には、法律や条例に詳しく、行政法の専門家であります池田敏雄委員にお願いしたいと思います。お2人をお願いしてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」「異議なし」)

○矢吹会長 ありがとうございます。

近藤委員からは、委員長をお願いするようなことになれば、異存がない旨の内諾を得ておりますが、本日の決定事項として、私の方から改めて委員長の就任について伝えたいと思っております。

また、池田敏雄委員につきましては、委員長代理を何とぞよろしくお願いいたします。

○池田委員 「はい」

次に、専門委員会の公開についてでございますが、専門委員会は、本審議会で審議するに当たり、事前の整理をお願いするものでございますので、本審議会と同様に、原則として公開扱いをお願いしたいと思っておりますので、これについてもよろしくお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」「異議なし」)

ありがとうございます。それでは、そのようをお願いしていきたいと思っております。

本件につきまして、今後の審議の予定ですが、先ほどもお話がございましたように、今年の12月初めまでに答申をということで、専門委員会に一度中間的な取りまとめをやっていただきまして、大体それを8月末までに専門委員会の方々は取りまとめをしていただきたいと思います。

先ほどもたびたび申しますように、中間取りまとめをもとに全体の審議会を開いて審議していただき、もちろん府民の意見も聴いた上で、さらにその上で専門委員会で整理をお願いをしていただきたいと思います。そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

(「結構です」の声あり)

○矢吹会長 どうもありがとうございます。

それでは、これからそのような審議の進め方をいたしたいと思いますので、何分ともご理解のほどをお願い申し上げます。

それでは引き続きまして、議題2「平成9年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」について」の報告に移らせていただきます。

本件につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○小野沢環境管理室長 事務局の小野沢でございます。

それでは、「平成9年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」について、ご報告させていただきます。

お手元に「資料2-1」といたしまして、これは、環境基本条例第10条の規定によりまして、5月定例大阪府議会に報告をいたしました「平成9年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」、分厚いものでございますが、これと、「資料2-2」として、その概要版をお配りをいたしております。

大阪府では、平成7年9月26日に当審議会のご答申をいただきまして、平成8年3月に策定いたしました「大阪府環境総合計画」の長期的な目標の達成に向けまして、環境の保全と創造に関する各種の施策を実施いたしております。この資料は、平成9年度に取り組み施策を取りまとめたものでございまして、環境総合計画の進行管理の一環として本審議会に報告をさせていただきます。

本日は「概要版」をもとに説明をさせていただきたいと存じますので、「資料2-2」をご覧いただきたいと存じます。

1ページに報告書の構成を掲げております。環境総合計画で整理いたしました環境に関する施策の体系に従いまして取りまとめてございます。

2ページ以降に、新規事業を中心に、平成9年度に講じようとする施策の主なものを取りまとめております。

なお、今回の報告におきましては、全体といたしまして、494項目の事業を実施する

ことといたしております。このうち新たな事業は27項目となっております。

本年は、6月にニューヨークで国連環境開発特別総会が、そして12月に京都で気候変動枠組条約第3回締約国会議が開催されます。本府といたしましても、環境に対する取り組みが注目される重要な年であると認識しておりまして、この時期に合わせまして、地球温暖化防止を共通テーマとした様々な取り組みを行う予定といたしております。

まず、第1章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進といたしまして、第6次の「大阪地域公害防止計画」の策定や、先ほど本審議会に諮問させていただきましたように、「環境影響評価制度の在り方について」、検討を行います。

また、本年3月に策定いたしました「環境にやさしい大阪府庁行動計画」（府庁エコアクションプラン）に基づく環境推進員の設置や、グリーン購入の推進、インターネットを利用した府民参加型の環境ホームページでございます「かんきょう交流ルーム」といった環境情報の交流促進などに取り組むことといたしております。

なお、個々の施策の名前の後ろに、本編の該当ページを記載いたしておりますので、また後ほど参考にしていただきたいと思います。

次に、4ページでございます。第2章 府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現といたしましては、公用車への低公害車の率先導入など自動車公害防止施策の推進をはじめ、廃棄物の発生抑制を目指した分別収集の促進や、ごみ焼却場からのダイオキシンの発生防止対策について市町村に対する指導の徹底を図ってまいります。

また、昨年全国で河川水質ワースト1となりました大和川流域の水環境保全のための調査や、各種啓発事業を実施しますとともに、関西国際空港へのアクセス特急、いわゆるラピート、はるか問題でございますが、この特急による沿線の騒音・振動の実態や対策に対する効果の調査を行います。

7ページでございますが、第3章 自然と共生する豊かな環境の創造といたしましては、金剛生駒紀泉国定公園の拡大地域における和泉葛城山のブナ林の保全や、自然景観を保全・修復する施設の整備、野生生物の生息・生育空間となるビオトープの確保などに取り組むことといたしております。

9ページでございますが、第4章 文化と伝統の香り高い環境の創造といたしまして、せんなん里海公園の新規開設など府営公園を整備するほか、河川環境の整備や緑化運動の推進を図ってまいります。また、狭山池ダム資料館の建設など歴史的文化的環境づくりに取り組む予定といたしております。

10ページでございますが、第5章 地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造といたしましては、平成9年度版の「豊かな環境づくり大阪行動計画」を策定し、実践をすることをはじめ、地球温暖化防止行動指針の策定やシンポジウムの開催など、冒頭に申しましたように、地球温暖化防止を共通のテーマといたしまして、様々な取り組みを行うこととしております。また、エネルギーの有効利用を促進するため、「エコエネルギー都市・大阪計画」の策定、調査などに取り組みます。

資料の説明は以上でございます。ありがとうございました。

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

ただいまの報告について、ご質問ございませんでしょうか。

○山口委員 連合大阪の山口でございます。

何点か質問があるんですけれども、この施策については、私たちの環境、それから私たちのこれからの子孫のための環境保全ということで、大変膨大な、そしてとても大切な施策ということで聞いております。これをいわゆる具体化していくための部分と現在ある問題点の整合性ということで、ちょっと1点質問をしたいのですけれども、例えば水の保全の部分ですが、大和川をきれいにしようという部分でも、私たち連合大阪は、連合奈良と合同で、数年前からきれいにしようという源流のところからの運動と、それから市町村、青年商工会議所に働きかけたり、里山の保全の運動だとか、そういったこともやっておりますけれども、今現実には、例えば水の問題でありましたら、ダム建設の部分があります。

ダム建設の部分につきましては、国の施策のところでも出ておりますけれども、例えば大阪府下で今認可されております榎尾山のふもとの榎尾川のダムの問題も含めて、これからの進捗状況、そして住民の意見、そして、先ほどありましたように、環境影響評価制度というものをこれからつくっていく段階にありまして、住民の人たちの意見との調整の中で、例えば今認可したところでも、評価制度ができるまでは保留していくのか、ちょっと待っていくのかといった、現在進められている問題点についても住民の方々は非常に関心を持っている問題もあると思います。そういった部分、ぜひ今の進捗状況なり、ちょっと意見を聞かせていただければと思います。

○矢吹会長 ありがとうございます。いつも水に関しましては貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

事務局から。

小野沢環境管理室長 今、ダム建設ということで、槇尾川ダムの進捗状況ということをお尋ねでございましたが、ちょっと私どもの方ではダムの進捗状況を実は把握をしてございませんので、お答えを待ち合わせていないということでございます。

ただ、アセス要綱との絡みでございます。湛水面積がどれくらいになるのかということで、アセスの対象になるかどうかが変わってくるわけでございます。現要綱でございますと、湛水面積、いわゆる水をためる面積でございますが、これが100ha以上ありますと、今あります大阪府のアセス要綱の対照となりますので、当然これはやっていただくこととなります。それから、規模がさらに小さいということとなりますと、要綱の対象にはならないということでございます。

それから、今日諮問申し上げましたアセスの新しいあり方の問題ということで、制度が新しくなりますと、これは平成11年春の施行ということになりますから、その辺の中で、規模用件をどう決めていくかということをご議論いただきまして、対象になるかどうかということがジャッジされるということになるわけでございます。

それから、時間的なところでございますが、平成11年の春ごろという予定を申し上げましたけれども、それまでの間は、現在の要綱でやるというのが私どもはルールと考えてございます。

以上でございます。

矢吹会長 どうもありがとうございました。

ちょっと資料がないそうでございますが、何か質問ございませんか。

山口委員 ダムの建設につきましては、何を目的にするのかというのが非常に重要だと思っておりますけれども、例えば砂防ダムが主な理由になっていると思っておりますけれども、これに対する評価というものがほぼ答えとして出てきている現実の中であって、砂防ダムを目標とする槇尾川ダム建設というふうに説明も聞いておりますけれども、こういったものが施工させる中で、ダム建設をした以降の下流、そういった汚染状況がどうなるのかということが非常に心配になってきております。

私、河内長野の在住ですけれども、滝畑ダムの建設がありました。これにつきまして、私たち住民は、このダム建設によって、水の安定供給確保ということで恩恵を与えられているんですけれども、ひるがえりましては、河川流域 私どもも河川流域にある石川の流域に住んでおりますけれども、非常に流域が悪化している。で、水質汚染につきましても、連合大阪も含めました調査によりますと、石川の汚染、ダムを建設したもと

のいろんな川ですけれども、非常に悪化が激しいということも調査の結果として出ておりますし、これからのダム建設に関しては、慎重な調査をもとにやっていただきたいということで、ちょっと意見を述べさせていただきます。

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

○小野沢環境管理室長 今ご意見をいただきましたので、担当は私どもとは別のセッションでございますが、今のご意見を私どもの方からお伝えをする、私どもの方からお伝え申し上げるということで、約束させていただきたいと思います。

以上でございます。

○矢吹会長 そういうことでご了承をいただきたいと思います。

○寺田委員 高石市長の寺田でございます。

大阪府が平成9年度に講じようとする施策についてご説明があったんですが、そのうち、関西国際空港によります南海本線、JR阪和線の騒音・振動等につきましては、やっとな皆さんの肝入りで協議会が設立されまして、いろいろ協議、調整を行って、対策がやっとな、不十分ではあります、動き出したところでございますが、これはぜひ強力で進めていただきたいと思っております。

特に私どもの沿線につきましては、新幹線の環境基準を相当大幅に超える状況になっております。実際、生活ができないほどの沿線住民の実態でございますので、これはぜひ強力で進めていただきたいと思っておりますし、特にまた今、増便に増便が重ねられておまして、1時間に45分以上踏み切りが閉まっている。あいているのがわずか14～15分。その間隙を縫って車なり人なり自転車がいくぐるといって、いつどんな大事故になるかわからない状況になってきております。

先ほどの環境アセスとの問題にもかかわってくると思うんですが、既設の鉄道にダイヤを増やしていく。これは別に工事なものにも要りませんが、実際に増便が重ねられると、それだけまた騒音・振動、あるいは踏み切りの渋滞、これを待つ車の排気ガスの増加といった問題が出てくるわけでございますので、この点もひとつ併せて、先ほどの専門委員会が設置されたわけですが、それがアセスになじむのかどうか、私もわかりませんが、そういうことも視野に入れて、ひとつお願いしたいと思っております。

それから、2007年の開港を目指して、もう一本飛行場がつくられようとしております。先般、運輸省から飛行ルートの提示があって、いよいよこれから本格的な議論が始まると思うんですが、今、1本の滑走路で約12万回近い離発着という状態でございますから、

飛行ルートの問題が解決し、あるいはもう一本滑走路ができますと、23万回くらいの離発着になるということですから、今の約倍のお客さんが空港に行かれる。そうしますと、このアセス——鉄道が大きなウエートを占めているわけですが、ちょっと想像がつかないような状態になってくるのではないかと思います。10年先といいますと、随分先のように思いますが、こういう鉄道なりアクセスの整備は長時間の時間が要りますので、空港の建設、あるいは飛行ルートに目が向いておりますが、これが解決し、空港がもう一本できた後のアクセスの問題に対する環境の問題、今から取りかかっていたかないと、後手に回ってしまうという気がいたしますので、その点、強くご要望を申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○矢吹会長 ありがとうございます。

貴重なご意見ですが、ここで取り上げるもの、取り上げないもの、いろいろございませうけれども、我々、地域住民の声というものを大きく出して、行政に生かしていただかないかと、常々考えているところでございますので、関係者の方々はどうぞよろしく願いたいと思います。

○斉藤委員 斉藤と申します。

余り本質的な話ではないのですが、「資料2-1」の62ページ「付録1」に府の環境予算の一覧表が載っております。ちょっと教えてほしいのですが、前の年に比べて、予算がざっと5%くらい減っているわけなんです、予算面から見た府の行政の中において、環境行政というのは、予算の金額でいいんですけれども、要するに進んでいるのか、後退しているのか、後退しているのだったら、どこが一番後退しているのか、逆に増加しているのなら、どこが進んでいるのか、簡単に教えていただければと思います。

○本田環境局長 お答え申し上げます。

環境行政面でどういう具合に進んでいるのかということだろうと思うんですが、まず、予算で申し上げますと、本文の一番最後に出てまいります付録の1ページを見ていただきますと、各部ごとの予算が上がっております。平成9年度の^を学部の合計が2,594億6,300余円となっております。これは対前年に比べてみますと、125億7,500万円の減ということに相なるわけでございますが、実はいろいろな計算の仕方はあると思います。

環境関係当初予算（関連事業を含む）ということで、かなり大きく広い分野で取り上げられておりまして、特に部局ごとに見ていただきますと、土木部で相当の減額、124

億 7,400万円と出ております。詳しく申し上げますと、実はこの中で、公共交通機関の整備という項目がございまして、モノレールは、ご案内のとおり、今回、空港まで延伸をほぼ完成いたしましたので、その関係で 100億円以上の金額が減額された。そういうことがこの減額の大きなものでございます。そのほか、土木関連で、道路関係なんかで出ておりまして、事業の終了に基づくものがかなり大きく出ております。

それから、全般的な評価でございますけれども、恐れ入りますが、個別に見ていただいたらいいと思うんですが、我々の環境を担当しております部局といたしましては、そういう大きなハコモノの完成、あるいは終了等による減額というものよりは、中身のものが中心と考えておりまして、例えば私どもの方では、自動車公害に対する土壌を使った排ガスを除く実験をやったり、そういう形では全国的に見ても相当進んだ環境についての事業が進んでいるのではないかと考えておりますが、環境分野でこれがどうだとい

うのはなかなか難しゅうございます。少なくとも我々といたしましては、できるだけ環境保全・創造に向けて積極的に取り組むように、私ども環境部局だけではなくに、各分野においてやっていただけるように、知事を本部長にいたします環境行政推進会議がございまして、そのあたりでも、十分知事の方から指示されておりますので、その辺は努力させていただけると考えております。

以上でございます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。

そのほかにもございませんでしょうか。

まだご意見もおありかと思っておりますが、このあたりで閉めたいと思っておりますが、各委員のご意見を伺いましたけれども、こういったことを参照して、今後一層環境の保全あるいは創造に関する施設の推進に努めていっていただきたいということをお願いする次第でございます。

それでは、議題3の「その他」に移らせていただきます。

事務局より追加の報告事項があるとのことでございますので、ご説明をお願いいたします。

○中西交通公害課長 交通公害課長の中西でございます。

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正につきましてご説明をいたしま

す。

「資料3」をご覧くださいませうか。

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則中、騒音の規制に関する条項の一部を改正したいと考えておりますので、これにつきましてご説明をいたします。

この規則改正は、昨年12月に騒音規制法施行令の改正がなされ、規制対象施設等が追加されたことに伴うものでございますが、追加されたものは、既に条例において横出し規制をいたしております、法との整合を図るため、改正を行うものでございます。

騒音規制法では、騒音の著しい施設及び建設作業をそれぞれ特定施設、特定建設作業として、騒音規制法施行令で定め、これらの施設、作業について、事前指導のための判断資料等といたしますため、届出義務を課しております。改正前は、この特定施設は26施設、特定建設作業は5作業でございました。

「資料3」の下ほどに点線で囲みまして、騒音規制法施行令の改正につきまして記載させていただいておりますが、騒音規制法施行令の一部改正は、昨年12月に公布され、本年10月から施行されることとなっております。

この改正によりまして、特定施設として、切断機（といしを用いるものに限る。）が、また特定建設作業といたしまして、それぞれ定格出力の下限等がございますが、ショベル系掘削機械の一種であるバックホウ、それからトラクターショベル、ブルドーザーを使用する3作業が追加されました。

大阪府生活環境の保全等に関する条例でございますが、法と同様、騒音の著しい施設及び建設作業を届出施設、特定建設作業として、条例の施行規則で定め、届出義務を課しております。

現在、この届出施設は、法の26施設に加えまして、府域において苦情が多い、騒音レベルが高い、設置数も相当数ある、そういった施設、41施設を横出しし、合計67施設、また、特定建設作業は、法の5作業に加えて、3作業を横出しし、合計8作業となっております。

「資料3」の上の方でございますが、騒音に係る届出施設、騒音に係る特定建設作業のところをご覧ください。

さきに述べましたように、騒音規制法施行令の改正により追加された施設及び作業は、条例の届出施設、特定建設作業に当たりますが、騒音規制法との整合を図るため、条例の施行規則で定める届出施設及び特定建設作業につきまして、例えばといし切断機（と

いしを用いるものに限る。)へ名称を変更するなどの所用の改正を行うものでございます。

なお、さきに申し述べましたとおり、法により追加されたものは、全て条例で横出ししているものでございまして、本規則改正は、条例の届出施設及び特定建設作業の実質的な変更を伴うものではございません。

以上でございます。

矢吹会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に何かご質問はございませんでしょうか。

ございませんようですが、そのほかのことに関しましても、何かご質問でもございましたらどうぞ。

ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了いたしたいと思います。どうも長時間まことにありがとうございました。

(午後2時47分閉会)